

このようなときは届出が必要です

このようなとき		必要なもの
国保に加入する	他の都道府県から転入してきたとき	転出証明書 本人確認書類
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	職場の健康保険をやめたとき。または、扶養家族から外れたとき	社会保険離脱証明書(資格喪失証明書)の原本
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成されたとき(在留期間が3か月を超えるなど)	在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書) パスポート
国保をやめる	他の都道府県に転出するとき	国民健康保険証 本人確認書類
	亡くなったとき	亡くなった人の国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき。または、扶養家族になったとき	加入した職場の健康保険証(外国人登録証明書) 国民健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書 国民健康保険証
	外国人住民で加入資格がなくなったとき	在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書) パスポート 国民健康保険証
その他	県内の他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書 本人確認書類
	県内の他の市町村に転出するとき	国民健康保険証 本人確認書類
	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたときや一緒になったとき	
	氏名が変わったとき	
	社会福祉施設などへ入所するために、市外へ転出するとき	施設の入所証明書 国民健康保険証
	修学するために、市外へ転出するとき	在学証明書(原本) 国民健康保険証
保険証を紛失したり破損したとき	破損した国民健康保険証	

注1 国民健康保険証を交付する際は、来庁者の顔写真付きの本人確認書類(有効期限内のもの)を確認させていただきます。

本人確認書類の確認ができない場合や、来庁者が別世帯の場合、保険証を即日交付できないことがあります。

【本人確認書類…マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、在留カード、顔写真付きの住民基本台帳カード、身体障害者手帳等公的機関発行のもの】

注2 外国人住民については、住民票が作成されない人でも国保に加入となる場合があります。

注3 上記のほか、手続きの際は世帯主および対象者全員分のマイナンバーカード(個人番号カード)等が必要です。

注4 来庁者が別世帯の場合、委任状が必要です。